

委員会提出議案第3号

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年7月1日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 文教福祉常任委員長
渡 部 寛 一

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）

福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難のなかでの子育てを余儀なくさせられている。こうした状況を受け、県内の 34 市町村が学校給食費を無償化し、20 市町村が一部補助を実施している。値上げ分のみ補助などを加えれば 95%の自治体は何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置を執っている。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやすい福島県」に向けた市町村の取組として全国に誇るべきものと言える。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じている。

現在、国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところだが、青森県は今年 10 月から全県で小中学校の無償化を実施することを決めた。また、和歌山県や東京都では、給食費の 2 分の 1 を支援し、東京 23 区では新年度から全区で無償化された。

千葉県や香川県では、第 3 子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援が広がっている。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要である。

「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるためにも、次のことを強く求める。

記

1 県として学校給食費無償化を実施すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します

令和 6 年 7 月 1 日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

福島県知事 様